

## 地域移行における各活動の分類と位置づけ

### 活動の分類(位置付け)

#### ア 学校部活動(学校教育活動の一環)

学校教育活動(教育課程外)として学校長管理下で活動し、教員、部活動指導員及び地域のボランティア指導者が指導を行う。

#### イ 地域連携学校部活動(学校教育活動の一環)

学校の部活動を地域(指導者)が支援・運営する学校教育活動とし、以下の二種とする。

○各校の学校部活動を単独校・部単位で行うもの(単独校地域連携)

○複数校の学校部活動を合同で行うもの(合同地域連携)

#### ウ 地域クラブ活動(社会教育活動の一環)

市がスポーツ協会・文化協会と連携の上で、地域のジュニアクラブや社会体育団体等を活用したり、新設したりしながら、市が総括運営する学校教育活動外の社会体育活動であり、地域(指導者)が学校と連携して、学校部活動とは異なる社会教育活動として行うものとし、以下の二種とする。

○学校部活動は行いながら、別に地域クラブ活動を行う(並立型)

○学校部活動はおこなわず、地域クラブ活動のみ行う(完全地域型)

## 活動体制の位置づけと分類

位置付け	種別	型	形態	運営・指導体制	経費等 (受益者負担)	例(R5の状況より)
学校教育の一環	学校部活動	①単独校	学校単独で行い、教員、部活動指導員及び地域のボランティア指導者と教員が指導を行う。	教員	実費のみ負担	卓球 体操 サッカー
	地域連携学校部活動	②単独校 (部活動指導員制度利用)		必要に応じて複数校合同で活動し、教員、部活動指導員及び地域のボランティア指導者が指導を行う。		教員と部活動指導員 (外部指導者)
		③合同部活動				
社会教育の一環	地域クラブ活動	①単独校	学校部活動を地域が運営・指導する体制に移行したクラブ活動。	地域の指導者 及び兼職兼業により運営・指導に携わる教員	受益者負担	・軟式野球(青海BC、美山BC) ・ソフトテニス(青海ジュニアST) ・バレーボール(糸魚川ヤングVBC)
		②複数校合同				バスケット spirits I O
		③新設	学校部活動に無い種目を地域が運営・指導する体制で新設したクラブ活動。			バドミントン ラブオール

※その他、「ジュニアスポーツ育成団体」の活動や文化芸術団体の教室等も「社会教育の一環」